

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和 2 年 2 月 18 日付け鴨川市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域
長狭地域（主基地区、吉尾地区、大山地区）
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
区域運行（利用者の自宅又は自宅付近及び共通乗降場所のそれぞれの間を送迎）
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

（１）大人（中学生以上）	4 0 0 円
（２）小学生、ノーカーサポート優待証所持者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び各手帳所持者の介助者	2 0 0 円
（３）（１）に該当する者のうち、同日 2 回目以降の利用の運賃	2 0 0 円
（４）（２）に該当する者のうち、同日 2 回目以降の利用の運賃	1 0 0 円
（５）未就学児（保護者同伴の場合）	無料
- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（１）運 行 日	毎週火曜日、金曜日
（２）運行時間	午前 8 時から午後 5 時まで
（３）運行車両	普通乗用車タイプの車両 2 台とする。 ただし、原則、1 台の運行とする。もう 1 台は、利用が集中した場合の臨時便として追加運行させることができる車両とする。
（４）利用方法	・利用対象者は、原則として、事前に利用登録をした者とし、利用は、事前予約によるものとする。 ・利用者については、1 人で乗降できる者とする。ただし、介助者がいる場合には、この限りではない。

令和 2 年 月 日

鴨川市地域公共交通会議
会長 小柴 祥司